

まん延防止等重点措置の実施を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について

令和3年4月14日
原子力規制庁

新型コロナウイルス感染症対策については、まん延防止等重点措置が東京都等で実施されたことを踏まえ、原子力規制委員会の対応を以下のとおりとしたい。

1. 最近の経緯

(1) 政府の基本的対処方針

政府は、基本的対処方針において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県について「不要不急の外出・移動の自粛を住民に対して行う」と記載していたところ、本年4月9日に東京都等を重点措置区域とすることに伴い、「その際、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促す」との記載を追加した。

(2) 東京都の要請

4月9日、東京都は、4月12日から5月11日までを期間として、都民に対し、これまでの外出自粛の要請に加え、新たに「都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛。特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往来の自粛」を要請した。

2. 原子力規制委員会の対応の変更

東京都の要請を踏まえ、令和2年度第67回原子力規制委員会では承を得た原子力規制委員会の対応（別紙）のうち下線部を変更した上で、4月12日から5月11日までの間、対応を継続する。

○ 原子力規制検査及び使用前検査等

検査計画等に基づき通常どおり実施する。ただし、まん延防止等重点措置を実施すべき区域で実施するチーム検査については検査内容を精査し、必要な検査に限定して実施する。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域以外の区域で実施する検査についても、事業者の運用や地方公共団体の要請を踏まえ、必要な場合には、検査時期の後ろ倒しなど運用上の工夫を行う。

○ まん延防止等重点措置を実施すべき区域に所在する官署の職員

7割の出勤回避（終日）を目指す。まん延防止等重点措置を実施すべき区域を目的地とする出張又は不要不急に該当し得る出張については、可能な限り控える。

※ 「不要不急に該当し得る出張」とは、Web等の利用による代替措置がある、出張時期の調整が可能であるなど